

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 東北支部運営規則

制定 平成2年3月6日(設立総会)
改正 平成22年5月27日(総会)
改正 平成24年5月15日(全体協議会)
改正 平成27年5月12日(全体協議会)
改正 平成30年5月17日(全体協議会)
改正 令和4年5月23日(全体協議会)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当支部は公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会(以下、「協会」という)東北支部(以下「支部」という)。

(目 的)

第2条 この運営規則は、支部運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事務所)

第3条 支部の事務所を仙台市内に置く。

(事 業)

第4条 支部は、東北地域において、協会定款の目的達成のため、上下水道コンサルタントのより健全な技術の向上、会員相互の親睦を図るため、次の事業を行う。

- (1) 協会定款第4条に記載の事業のうち、支部に該当する事業。
- (2) 会員相互の親睦。
- (3) その他支部の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 支部の会員(以下、「支部会員」という)は、正会員であって、支部の地域に本社を有する「本社支部会員」と支部の地域に支店・営業所等のある「支店等支部会員」とする。

- 2 支部会員は支部に対してその権利を行使する者(常勤の役職員のうちから1名を指定する。以下、「指定代表者」という)を定め、支部長に届けなければならない。
- 3 代表者・指定代表者を変更した場合は、速やかに支部長に届けなければならない。

(入 会)

第6条 支部会員になろうとする者は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 正会員等の入会および退会の手続きに関する規則(以下協会入会規則という)に従い、会長の承認を経て入会する。

(入会金)

第7条 前条の承認を得た支部会員は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会会費規則(以下協会会費規則という)に定められた東北支部入会金を協会に納入しなければならない。

(会 費)

第8条 支部会員は、協会会費規則に定められた東北支部会費を協会に納入しなければならない。

(支部会員の報告事項)

第9条 本社支部会員は、商号、所在地、本社の代表者名、その他支部及び協会が別に定める事項について変更のあった場合は、遅滞なく、その旨を支部長に届け出なければならない。

支部長はそれを会長に報告しなければならない。

- 2 支店等支部会員は所在地、支店等の代表者名、その他支部及び協会が別に定める事項について変更のあった場合は、遅滞なく、その旨を支部長に届け出なければならない。支部長はそれを協会に届け出なければならない。

(退 会)

第10条 本社支部会員が退会しようとするときは、理由を付して支部長経由で会長に退会届を提出しなければならない。

- 2 支店等支部会員が支部を退会しようとするときは、協会入会規則に従い、所定の退会届を会長に提出するものとする。
- 3 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(権利停止と除名)

第11条 支部会員は、次の事由に該当するときは、運営委員会の議決を経て、支部会員の権利を停止し、さらに全体協議会の決議により支部を除名することが出来る。

(1) 支部の名誉を毀損する行為があったとき。

(2) 支部の秩序を乱す行為があったとき。

- 2 本社支部会員が前項に該当する場合は、支部長は会長に報告し、その処分を求めることが出来る。

(資格の喪失)

第12条 支部会員のうち支店等支部会員は、次の各号の一つに該当する場合は、その資格を失う。

(1) 支部退会

(2) 支部除名

- 2 本社支部会員は協会定款第8条、第9条、第10条の各項に該当したときその資格を失う。次の各号に該当する場合、協会理事会の決定に従う。

(1) 支部退会

(2) 支部除名

第3章 支 部 役 員 等

(種別及び員数)

第13条 支部に次の支部役員等を置く。

支 部 長 1名

副支部長 3名以内

幹 事 若干名(支部長・副支部長を含む)

- 2 支部に事務長(事務長事務取扱)1名を置くことができる。

(選任等)

第14条 幹事は、支部会員のうちから全体協議会において選任する。

- 2 支部長は運営委員会において幹事の互選の上、候補者を会長に推薦するものとする。
- 3 副支部長は、運営委員会において幹事の互選とする。

(職 務)

第15条 支部長は、支部を代表し、会務を統括するとともに、全体協議会及び運営委員会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 幹事は、支部運営委員会を構成し、会務を執行する。

(任 期)

第16条 支部役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 支部役員は、再任されることができる。
- 3 支部役員は、任期満了又は辞任の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 支部役員は無報酬とする。

(補欠選任)

第18条 支部役員に欠員を生じ、運営委員会が必要と認めたときは、第14条の規定により支部役員を選任するものとする。

(解 任)

第19条 支部役員は、支部の名誉を毀損し、又は支部の設立趣旨に反するような行為があったときは、全体協議会の議決により解任することができる。

この場合、その支部役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(相談役、顧問)

第20条 支部に必要があれば、相談役、顧問をおくことができる。

- 2 相談役、顧問は、運営委員会の推薦により支部長が委嘱する。
- 3 相談役、顧問は、支部の運営の基本方針について、支部長の諮問に応じ、または支部長に対して意見を具申する。
- 4 相談役、顧問は、全体協議会および運営委員会に出席して意見を述べるることができる。

第4章 会 議

(種 別)

第21条 支部の会議は、全体協議会及び運営委員会とする。

- 2 全体協議会を通常全体協議会及び臨時全体協議会とする。

(構 成)

第22条 全体協議会は、支部会員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、幹事をもって構成する。

(開 催)

第23条 全体協議会は、毎年1回事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時全体協議会は、次の場合に開催する。

- (1) 運営委員会が議決したとき

- (2) 支部会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 3 運営委員会は、支部長が必要と認めるとき、又は幹事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第24条 全体協議会は、支部長が招集する。

- 2 全体協議会の招集は、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を記載した書面をもって、会議の日の10日前までに、通知しなければならない。ただし、特に緊急の場合はこの限りでない。
- 3 運営委員会は支部長が招集する。

(権 能)

第25条 全体協議会は、この規則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 「支部事業報告及び支部収支決算」(案)の承認
- (2) その他支部の運営に関する重要な事項
- 2 運営委員会は、この規則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 「支部事業計画及び支部収支予算」(案)の承認
- (2) 全体協議会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 全体協議会に付議すべき事項
- (4) その他全体協議会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(定足数)

第26条 全体協議会はこれを構成する支部会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 運営委員会においては、幹事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第27条 全体協議会の議事は、この規則に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決する。

- 2 運営委員会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもって決する。
- 3 両会議とも、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議決権等)

第28条 支部会員は、全体協議会において、1個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のため、全体協議会に出席できない支部会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。
- 3 この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 4 支部会員の幹事は、運営委員会において、1個の議決権を有する。
- 5 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、他の幹事を代理として、表決を委任することができる。
- 6 この場合において、前5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 全体協議会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員及び出席会員の数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 全体協議会の議事録には、議長及び出席構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 3 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 幹事及び出席幹事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(委員会及び委員)

第30条 支部は、業務上必要に応じ、運営委員会の議を経て支部委員会を設けることができる。
支部委員会の委員は支部会員の中から運営委員会に諮って、支部長が委嘱する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 支部の資産は、協会の委任により支部が管理する資産と位置づけ、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された支部財産
- (2) 支部入会金
- (3) 支部会費
- (4) 支部寄付金品
- (5) 支部事業に伴う収入
- (6) 支部資産から生じる収入
- (7) その他の支部収入

(支部資産の管理)

第32条 支部の資産は、協会会計規則に則り、支部長が管理する。

(経費の支弁)

第33条 支部の経費は、支部資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 支部の事業計画及び収支予算(案)は、支部長が運営委員会の議決を経て作成し、毎会計年度開始前に、会長に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第35条 支部の事業報告及び収支決算(案)は、毎会計年度終了後、支部長が運営委員会の議決を経て、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、付属明細書及び財産目録等を作成し、全体協議会において2分の1以上の議決を経て、会長に提出しなければならない。

(余剰金)

第36条 支部は、前条の収支決算において余剰金があるときは、翌会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第37条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(会社概要の提出)

第38条 支店等会員は、支部入会と同時に別に定める様式に基づき支店等の会社概要を支部の事務局に提出しなければならない。また支店等の会社概要の主要な事項に変更があった場合も同様とする。

2 支部は、前条の概要に基づき支部会員名簿を発行する。

(細 則)

第39条 この規則に定めるもののほか、会務の執行に当たり必要な事項は、運営委員会の議決を経て支部運営細則に規定する。

(事務局)

第40条 支部は、支部事務を処理するため、支部事務局を設け、事務長を置くことができる。

2 事務長は、運営委員会の同意を得て支部長が委嘱する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、協会規則によるほか、支部長が運営委員会の議決を経て、別に定める。

(規則の変更)

第41条 この規則を変更する場合は、支部会員総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(附則)

この規則は令和4年5月23日より施行する。